

社会福祉法人ひまわり役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事 無報酬 但し、費用を弁償する。
- (2) 監事 無報酬 但し、費用を弁償する。
- (3) 評議員 無報酬 但し、費用を弁償する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事に対する報酬は無報酬とし、費用の額は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席1回につき交通費実費相当分として2,000円とする。ただし、評議員会又は評議員選任・解任委員会と同日に開催された理事会については、別途理事会の費用は支払わないこととする。
 - (2) 監事に対する報酬は無報酬とし、費用の額は、理事会、評議員会への出席1回につき交通費実費相当分として2,000円とする。ただし、評議員会又は評議員選任・解任委員会と同日に開催された理事会については、別途理事会の費用は支払わないこととする。
 - (3) 評議員に対する報酬は無報酬とし、費用の額は、評議員会への出席1回につき交通費実費相当分として2,000円とする。
- 2 交通費実費相当の算定方法として、大阪市内から当法人への交通機関地下鉄2回、近鉄線を利用した額を基準として算定する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 理事に対する報酬等は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した都度、支給する。
 - (2) 監事に対する報酬等は、理事会、評議員会に出席した都度、支給する。
 - (3) 評議員に対する報酬等は、評議員会に出席した都度、支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。